

## 瀬戸市新分野開拓事業費補助金 概要

瀬戸市では、新製品の製造や新市場への進出により、新分野開拓に取り組む中小企業者を支援します

### 1 交付対象となる事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- (1) 瀬戸市内に事業所が所在していること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。  
(右図に記載する小規模事業者を除く。)
- (3) 交付申請書裏面の誓約事項について誓約していること。
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 交付請求日において倒産・廃業していないこと。
- (6) 瀬戸市生産性向上事業費補助金の交付決定を受けていないこと。
- (7) 同一内容の事業について、国、県その他機関からの補助金等の交付を受けていないこと

#### 対象外となる小規模事業者

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他	20人以下の会社
卸売業	5人以下の会社
小売業	5人以下の会社
サービス業 (宿泊業・娯楽業除)	5人以下の会社
サービス業 (宿泊業・娯楽業)	20人以下の会社

### 2 補助対象事業

下記の(1)から(3)のいずれかに該当する事業

- (1) 【新事業型】新たな製品等を製造し、新たな市場に進出する事業  
(例：自動車用部品製造業がアウトドア用品事業を新たに立ち上げ)
- (2) 【新製品型】新たな製品等を製造するための研究開発を行う事業  
(例：3Dプリンターを導入し新商品を開発する)
- (3) 【新市場】新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための販路開拓を行う事業  
(例：バリアフリー工事により高齢者・車いす顧客の来店を促進する)

### 3 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
補助対象経費（税抜き額）の3分の2 市内事業者への発注・支払分は4分の3 (合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	100万円

### 4 補助対象経費

- (1) 次のア～オを全て満たす経費が対象となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

- ア 補助対象経費の全額が新分野開拓に資する取り組みであること
- イ 使用目的が新分野開拓事業に必要なものと明確に特定できる経費
- ウ 交付決定日以降に契約し、令和4年2月28日までに支払いが完了した経費
- エ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- オ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること

補助対象経費
建物改修費、機械装置・システム構築費（PC、タブレット等の汎用品を除く）、運搬費、 設備処分費※、広告宣伝・販売促進費、外注費※

※補助対象経費総額の2分の1を上限とする。

- (2) 上記(1)ア～オに該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- ア 補助事業の目的に合致しないもの
- イ 必要な経費書類（支払いが分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
- ウ 中古品の購入
- エ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- オ 各種保証・保険料、商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分

## 5 補助事業の実施期間

交付決定日から令和4年2月28日までに実施した事業が補助の対象です。

事業実施期間とは、契約から支払完了までです。

## 6 補助金の交付決定等

- (1) 一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行うため、すべての申請事業が対象となるものではありません。
- (2) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (3) 補助金の交付対象となる経費は、支払い対象となる行為（発注から支払まで）が交付決定から令和4年2月28日までに完了するものに限りです。
- (4) 交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は、補助金の交付対象にはなりません。

## 7 審査の観点

### (1) 要件審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査を行いません。

ア 「1 交付対象となる事業者」の要件に合致すること。

イ 必要な提出書類がすべて提出されていること。

ウ 提出した内容に不備・記載漏れがないこと。

### (2) 書面審査

提出された事業計画について、以下の項目に基づき審査します。

#### ア 事業計画の妥当性

- ・自社の課題について、市場の動向・自社分析と整合しているか。課題が明確になっているか。
- ・新分野開拓の類型に該当することが分かり易く説明されているか。
- ・具体的な取り組み内容について、事業の目的が明確になっているか。課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- ・補助事業の将来展望について、市場動向・自社分析・経営方針と整合しているか。
- ・補助事業の有効性について、達成目標・達成度が明確になっているか。
- ・推進体制について、事業実施のための社内外体制ができていないか。

#### イ 事業計画の効果

- ・収益計画について、付加価値額が増加する計画であり、達成が見込まれる取組みか。
- ・地域経済への波及効果はあるか。

## 8 申請期間

第1回：令和3年 6月30日（水）まで **（必着）**

第2回：令和3年 8月27日（金）まで **（必着）**

第3回：令和3年10月29日（金）まで **（必着）**

← **交付申請受付期間を追加します！**

## 9 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 瀬戸市新分野開拓事業費補助金担当宛て

## 10 問合せ先

瀬戸市役所産業政策課企業支援係

電話番号 0561-88-2647、2651 FAX 0561-82-2931